

ID: 158

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【根拠条文】 (療養費) 第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第54条の3第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日